

令和4年度使用料・手数料の見直しについて

「令和4年度大崎市使用料・手数料見直し基本方針」に基づき、本市の使用料及び手数料について改定を行う。

1 概況

- (ア)「施設に係る使用料」又は「役務の提供に係る手数料」については、基本方針に基づく調書を各課で作成。原価計算（コスト計算）による料金の算出を原則としている。
- (イ)急激な料金上昇を防ぐために、限度額を現行料金の1.5倍に設定。
- (ウ)コスト計算における減価償却費の算出については、取得金額の1割を残存価格として設定していたが、税法も見直されていることから、残存価格は0円で再積算を行った。
- (エ)通常のコスト計算による算出が困難であり、他の計算方法による算出の方が合理性があると認められるものについては、別の算出方法とした。
- (オ)見直し対象件数は783件(項目)。見直しを実施したものの平均改定率は、13パーセントとなった。また、料金が上昇した件数は277件(項目)であった。

2 公の施設の使用料について

2-1 公の施設の料金改定は、対象となる施設ごとに次のとおりとなった。

○施設類型ごとの平均改定率

施設類型	施設数	料金区分 項目数	使用料の 平均改定率
①集会所・コミュニティ施設	40	56	3%
②保健福祉施設	10	54	17%
③産業施設	19	52	22%
④公園等施設	21	56	10%
⑤駐車場・駐輪場	26	32	9%
⑥教育施設（公民館）	30	163	9%
⑦教育施設（体育施設）	33	182	18%
⑧教育施設（文化施設）	9	116	10%
⑨その他施設	5	38	28%

※1 件(項目)とは、条例又は施設内における使用料の徴収を規定している項目を指す。

※2 平均改定率は、廃止等により料金を徴収しなくなるものについては除外している。

- ① 集会所・コミュニティ施設
 - (ア) 施設の老朽化が進んでおり、コスト計算における行政コストは低い傾向。
 - (イ) 施設毎に料金の取り扱いが異なっていた全館（貸切）の区分を廃止し、施設を貸切って利用する場合は、研修室や調理室等の利用料金の合計額とすることに改めた。
 - (ウ) 平均改定率は3パーセント。

- ② 保健福祉施設
 - (ア) 10施設中4施設において利用料金が増加。
 - (イ) 平均改定率17パーセント。

- ③ 産業施設
 - (ア) 産業振興施設、産業伝承施設、観光施設などが対象であり、見学科、入館料などの一般的な施設利用と、地場産品を販売する場の提供などの貸館機能を有する施設に大別される。
 - (イ) 平均改定率は22パーセント。

- ④ 公園等施設
 - (ア) 公園内に設置されたグラウンドなどの施設の利用、公園内で行う販売などの行為について利用料金を徴収。
 - (イ) 平均改定率は10パーセント。

- ⑤ 駐車場・駐輪場
 - (ア) 駐車場は近隣民間施設の料金と均衡を図ることも考慮に入れる必要があると判断し、行政コストの算出は実施したものの、据え置きとしたものもある。
 - (イ) 観光シーズンに駐車料金を徴する駐車場については、比較的利用料金が上昇。
 - (ウ) 平均改定率は9パーセント。

- ⑥ 教育施設（公民館）
 - (ア) 施設数は多いものの、耐用年数が過ぎた施設も多いため行政コストは低くなっている。
 - (イ) 平均改定率は9パーセント。

- ⑦ 教育施設（体育施設）
 - (ア) 面積を有する施設が多いことから、行政コストが高めに算出されている。
 - (イ) 平均改定率は18パーセント。

⑧ 教育施設（文化施設）

- (ア) 5 施設で料金が上昇。
- (イ) 平均改定率は 10 パーセント。

⑨その他施設

- (ア) オニコウベスキー場，市有鳴子源泉等をその他施設として分類。
- (イ) スキー場は面積が広大なため，行政コストが高く算出されている。
- (ウ) 市有鳴子源泉については，収支の不足額を使用料で補えるように額を調整した。
- (エ) 平均改定率は 28 パーセント。

3 手数料について

手数料については，対象件数は 34 となった。住民票等の手数料で行政コストを算定したところ，県内自治体の中でも突出した料金算出となった。しかし，申請者にとって他に代替するサービスが無く，一定の公的負担も必要との判断から，近隣自治体の状況も勘案し，現行料金のまま据え置くこととした。

	件（項目）数	改定率
手数料（証明書等）	34	0%

なお，標準手数料を勘案して手数料を決定するものについての対応は，政令等の公布の情報などの把握に努めながら，改正時期に遅れることのないように改定を行うものとする。

また，建築基準関係の手数料については，特定行政庁が業務執行上で扱う申請及び許可等の事務手数料について，国・県の動向を踏まえながら改定を実施する。

4 減免の調整

《社会教育団体の減免》

施設区分	現行	改定後
①公民館	100/100	50/100
②文化施設	50/100	50/100
③体育施設	70/100	50/100

※1. 学校部活動の地域移行の動きに合わせて，中学生以下で構成される社会教育団体（スポーツ少年団等）が利用する場合は 100/100 減免とする。なお，現行もスポーツ少年団は 100/100 減免。

※2. 社会教育施設以外の同様の規定がある施設についても，統一した改定とする。

5 端数調整

コスト計算結果により端数（10円）が生じる場合に、窓口での作業負担軽減等のために100円単位に調整する場合や、今後のインボイス対応のためにあらかじめ端数調整が必要となる場合には、必要な端数調整を行った。

6 その他

今後、改定料金については、施行日を令和5年10月として関係条例の改正条例を作成し、令和5年6月の定例議会に上程する。

【庁内における検討状況】

令和5年3月6日 行政改革推進本部会議において、現時点における使用料・手数料の取りまとめ内容を報告したところ、下記のような意見が出された。

《意見》

- 今年度の物価上昇分は、今回の見直しの積算に含まれていないが、この状況が長引くようであれば、使用料の更なる見直しも考える必要があるのではないかと？
- プールや野球場の料金について、本市よりも設備が整っている他市町村の施設よりも高額になっている。他市町村の同類の施設との比較も必要ではないかと？
- 観光施設等（スキー場など）は料金が高額になると利用者が減少し、むしろ減収になってしまうのではないかと？
- 放課後児童クラブの使用料も上がることになる。子育て施策としての配慮も考慮すべきではないかと？
- 市内近隣施設同士の料金の整合性についても調整することが必要ではないかと？
- 市民への周知期間が短いのではないかと？

《調整》

上記の意見を踏まえ、現在下記のような調整を実施している。

- 他市町村及び市内の類似施設との料金の比較。
- 市民への周知期間を十分に確保するため、改正時期の見直しも視野に入れた対応を検討。